

令和元年度第6回福生市子ども・子育て審議会会議録

日時：令和元年10月1日（火）

午後2時30分から

場所：福祉市役所第一棟2階第二会議室

1 開会

事務局：ただ今より、令和元年度第6回福生市子ども子育て審議会を開会させていただきます。

私は本審議会の事務局長を仰せつかっております、子ども家庭部長の浅田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

お配りした資料につきましては、後ほど確認させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日の会議はお手元の次第に沿いまして進めてまいりたいと思います。

まず、委員の皆様のご欠席、及び遅参早退の報告をさせていただきます。本日は西多摩保健所の源委員、立川児童相談所の木村委員、及び保護者代表の河村委員より欠席のご連絡をいただいております。また、事業主代表の加藤委員、教育関係者の林委員については遅参されるとのことでございます。また、林委員、篠田委員、神山委員におかれましては、会議の終了時間によっては途中退席されるとの連絡をいただいております。

2 委嘱状の交付

事務局：それでは、はじめに福生市子ども・子育て審議会条例第3条第2項の規定に基づきまして、今回委員となられました14名の方々に市長から委嘱状の交付をさせていただきます。任期につきましては、令和4年8月20日までの2年間となりますので、よろしくお願いいたします。

(委嘱状交付)

続きまして、加藤市長よりご挨拶をさせていただきます。

3 市長挨拶

加藤市長：改めまして、皆さんこんにちは。欠席の方もいらっしゃいますし、遅れていらっしゃる方もおられますが、皆様お忙しいかと思いますが、こうやってお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今委嘱状をお渡しさせていただきましたが、引き続き12名の方にこの委員を引き受けていただき、また、新しく2名の方にも委員をお願いすることになりました。引き続きよろしくお願い申し上げます。今年度6回目の開催になるわけでございますが、市の子育て支援策の推進にご協力いただきまして、改めて感謝申し上げます。平成30年7月27日に諮問させていただきましたが、8月に第2期子ども・子育て支援計画の基本的な考え方について答申をいただきました。そのお蔭というわけでもないのですが、いろいろなかたちでご意見、ご提案をいただきまして、それを施策に反映させていただいております。昨年度実施いたしました計画策定のためのアンケートでは、市民が「子育てしやすいまちを実感しているか」という問いに対して、非常に割合が大きく上昇したというように報告を受けているところでございます。これは大変私どもにとってありがたいことであり、全庁一丸となって「子育てしやすいまち福生」ということをスローガンにやらせていただいております。ぜひ、これからもこの施策を緩めることなく一生懸命頑張っていこうと思っております。そして、その計画や事業をきちっと進めていくためにはこれからも審議会の委員の皆様のご意見やご提案が必要だと考えております。ぜひ、それをいただいてこれからも施策に反映していこうと思っております。任期は令和4年までとなりますが、ぜひ活発なご提案をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

4 会長・副会長の選出

事務局：続きまして、会長・副会長の選出でございますが、福生市子ども・子育て審議会条例第5条では、審議会には会長・副会長を置くこととなっております。会長は会議の議長になるわけでございますが、最初の会議につきましては会長が決まるまでは市長が会議の議長となることになっております。ここで会長・副会長の選出をしていただきますが、市長に議長をお願いいたします。

加藤市長：それでは、早速ですが条例に従いまして、会長・副会長が決定するまで私が議長の役を務めさせていただきます。会長・副会長の選任について、福生市子ども・子育て審議会条例第5条第2項により、委員の互選により定めるとされております。いかがいたしましょうか。

(互選により、会長に佐々委員、副会長に林委員に決定)

会長・副会長が決まりましたので、これをもちまして会長・副会長と席を交代させていただきます。よろしくお願いいたします。

5 会長・副会長挨拶

事務局：それでは、会長ご挨拶をお願いいたします。

会長：第2期の計画をつくるということで、ただ今ご推薦をいただきました。重責ではございますが、12名の方々が前とご一緒に、新しく2名の方が委員になられてご一緒させていただくことになりました。14名でこの福生市の子育て審議会をしっかりと事務局の方々の進行状況をこちら側に報告していただいたりする中で、私どものほうもいろいろと聞き留めて、そしてまた質問をしながら、よりよいものをつくり上げるためにご一緒したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。それでは以後の進行は会長のほうにお願いします。

6 委員自己紹介

会長：それでは、審議会の委員の自己紹介を、新たな方もおられますのでそれぞれお願いしたいと思います。

(委員自己紹介)

7 事務局紹介

会長：それでは、続いて事務局のほうのご紹介をお願いします。

(事務局紹介)

事務局：申し訳ございません。市長は他の公務のためここで退席させていただきます。

加藤市長：よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料の事前配布資料といたしまして、【資料1】子ども・子育て審議会条例、【資料2】子ども・子育て審議会について、【資料3】本審議会名簿、【資料4】前回の会議録、【資料5】子ども・子育て支援事業計画(第2期)素案、また本日の配布資料といたしまして、本日の次第、事前にお送りしております資料5の素案の中で108ページを差し替えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。【資料6】第2期子ども・子育て支援計画の成果指標、【資料7】がこれからの第2期の支援事業計画の案ということで両面印刷となっています。【資料8】で情報提供なのですが、幼児教育・保育の無償化に伴う福生市の住民登録のない子どもの取り扱いについてということで配布しております。

では、会長よろしくお願いいたします。

8 福生市子ども・子育て支援協議会について

会長：それでは、次第の8「福生市子ども・子育て審議会について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは次第8「福生市子ども・子育て審議会について」ご説明いたします。

委員を継続されている方もいらっしゃいますが、新たな3年間の任期がはじまりましたことから、改めてご説明させていただきます。

はじめに、福生市子ども・子育て審議会設置の趣旨についてご説明させていただきます。

資料1「福生市子ども・子育て審議会条例」と、資料2の「福生市子ども・子育て審議会について」をお願いいたします。「福生市子ども・子育て審議会について」につきましては、福生市子ども・子育て施策の理念の概要を記載いたしました。また、この会議の位置づけにつきましては、地方自治法に根拠を置く市の附属機関で、各委員の皆様は福生市の非常勤の特別職職員となりますのでよろしくお願いいたします。市の附属機関としての審議会となりますので、市長からの諮問に応じて条例に定める事項に関して調査、審議し、答申または意見を述べるとされております。また、国からの子ども・子育て会議の検討事項の概要を記載しております。この会議の審議事項につきましては、平成26年度に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画の進捗状況や年度計画につきましては、専門的な立場、より市民に身近な立場から中立・公平な審議を行う組織であり、市の附属機関として設置するものです。これまでの子ども・子育て審議会での審議経過といたしましては、平成28年度は3回、平成29年度は2回開催しており、子ども・子育て支援事業計画第1期の進捗状況や事業内容を中心に審議いただきました。また、平成30年度からは令和2

年度から5年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定に向け、平成30年度は4回、今年度は8月までに5回開催して、当市の子育て支援施策についてご審議をいただいているところでございます。今後も引き続き皆様方よりご意見をいただきまして、当市の子育て支援施策の充実を図っていくこととなります。よろしくお願ひいたします。

以上で福生市子ども・子育て審議会についての説明を終わります。

会 長：説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

9 議題

（1）令和元年度第4回福生市子ども・子育て審議会会議録について

会 長：では次に、議題（1）「令和元年度第4回福生市子ども・子育て審議会会議録について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：議題（1）「令和元年度第4回福生市子ども・子育て審議会会議録について」です。

資料4をご覧ください。

こちらにつきましては、前回の令和元年7月30日に行われました子ども・子育て審議会の会議録となります。審議会終了後、お名前を伏せてホームページで公開する予定でございます。こちらの資料につきましては、ご確認いただきまして、修正がございましたら10月10日木曜日までに事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。

会 長：ご説明いただきました。何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

（2）福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）素案について

会 長：では、議題（2）「福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）素案について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、まずこの素案についてですが、冊子のものになっております。先ほども差し替えの説明をさせていただきましたが、108ページにつきましては差し替えのページでご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

こちらの内容につきましては、これまでの審議の内容と第4章で施策の個別の事業についての施策の展開、5章で量の見込みと確保方策について書かれております。第4章、第5章につきましては、まだ調整している事項等ございまして、今後変更する予定がございまして、今回これらご説明させていただきますけれども、ご説明させていただく中で何かご意見等あれば後ほど意見を賜りたいと思います。また、量が多いものとなっておりますので、本日の説明を聞いていただきまして、ご自宅でもたご確認いただいた上で、何かご意見等ございましたら事務局までお知らせいただければと思います。締め切りを設定させていただきます。10月15日までにご意見等ございましたら、事務局へご連絡いただければと思います。

それでは素案の説明に入らせていただきます。

株式会社名豊：株式会社名豊の糸魚川でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料5のぶ厚い冊子になっておりますが、こちらのほうの説明をさせていただきます。福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）ということで、素案のほうができ上ってまいりましたので、こちらのほうの説明をさせていただきます。

まずページをめくっていただきまして、目次が裏表というかたちであるかと思っております。これまでの審議会のほうで、前回答申というかたちで行っております。そちらの内容が第1章の「計画の策定にあたって」、そして第3章の「計画の基本的な考え方」こちらが答申というかたちででき上っております。この答申に基づいて、第4章と第5章というところの部分ができ上っているかたちになります。第4章のほうにつきましては、法律のほうでいきますと次世代育成支援対策推進法に基づく計画内容、そして第5章が子ども・子育て支援法に基づく計画内容というかたちになっています。具体的にいいますと、第5章につきましては、教育・保育、そして地域子ども・子育て支援事業の法定化されている事業の年度別の量の見込みと確保方策ということで、より具体的な実施計画レベルの計画内容が位置づけられております。第1章から第3章までにつきましては、前回の審議会のほうで報告のほうをさせていただいております。第3章の「施策の体系」だけ振り返りながら、主として第4章以降を説明させていただきたいと思っております。

58ページをご覧ください。

振り返りということで、今回の計画内容につきましては、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」という基本理念に基づきまして、基本的な視点ということで「すべての子どもの支援」、「親としての育ちの視点」、「地域社会全体での子育ての視点」、「福生らしい個性と魅力を活かした子育て支援の視点」ということで、4つの視点を基本的な視点として位置づけながら、6つの基本目標を今回位置づけております。1番目に「生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支

援の充実」、2番目に「乳幼児期から学齢期」、3番目に「学齢期から青年期までの継続した育ちの支援」、そして4番目に「特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援」、そして5番目に「子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進」、そして6番目に「安心して子育てができる生活環境の整備」ということで6つの目標を掲げております。この目標に基づいて、これまでの取り組みを基本としながら新たな取り組み、これから5年間の計画ということで位置づけているわけでございます。この6つの基本目標を実現していくために13の施策の方向ということで、その下に枝葉をつくっております。この枝葉ごとに主な取り組み、具体的な事業を位置づけているという関係になっております。

それでは基本目標1から抜粋して説明のほうをさせていただきたいと思っております。

60ページをご覧ください。

第4章の施策の展開、「生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実」ということで、ここではまず「子どもや母親の健康の確保」という施策の方向が位置づけられております。特に疾病の早期発見、親子の健康維持、早期治療・療育につながる取り組みが位置づけられております。具体的な事業でいきますと、61ページ目の母子健康手帳や、乳児家庭全戸訪問等が位置づけられております。

63ページをご覧ください。

こちらのほうでは、妊婦健康診査や産婦健康診査、乳幼児健康診査等健康診査等の位置づけ、そして次の64ページ目では離乳食教室や小児医療の関係の乳幼児医療費助成制度というところが位置づけられております。

次の65ページをご覧ください。

もう1つの枝葉のほうになります。「地域における子育て支援体制の充実」の施策の方向でございます。こちらにつきましては、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるような事業展開をしております。その他、子どもや子育てに関するあらゆる相談を迅速・適切に対処できる体制づくりということで、こちらのほうの取り組みが位置づけられております。具体的には65ページ目のいちばん下にあります、子育てサロン「はとぽっぽ」や、次のページの真ん中辺りにありますファミリー・サポート・センター事業等が位置づけられております。

次のページをめくっていただきますと、情報提供というところで、真ん中辺りに子育てハンドブックの配布、そして相談機能の充実ということで福生市さんが新たにしております子育て支援包括支援センター事業、その他、利用者支援事業等が位置づけられております。

続きまして、68ページをご覧ください。

基本目標2ということで、「乳幼児期から学齢期までの継続した育ちの支援」です。乳幼児期から学齢期ということになりますので、就学前児童がこの辺りにあたるところでございます。施策の方向の1つ目としては、「就学前児童の教育・保育を提供する体制の確保」というかたちになりますので、主な取り組みを見ていただきますと、認可保育所による通常保育の実施からはじまり、低年齢児保育、一時預かり事業、延長保育事業、休日保育事業ということで多様な保育サービスがこちらのほうでは位置づけられております。さらに69ページ目では、病後児保育、病児保育等も位置づけられております。

そして資料の71ページをご覧ください。

施策の方向として、「学齢期までの継続した」というところからも、「幼稚園・保育所・小学校の連携」というところを、こちらの施策の方向で位置づけられております。保育所や幼稚園等と小学校が相互に教育内容を理解したり、子ども同士の交流を図ったり、指導方法の工夫改善を行っております。

そして、次の72ページ目では「学齢期から青年期までの継続した育ちの支援」ということになります。小学校に上がってからというかたちになります。1つ目の施策の方向としては、次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境の整備ということで、この生きる環境ということになりますと、5行目辺りにありますが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」というところをバランスよく育んでいくというところでございます。近年はこの「生きる力」というところについては、自己肯定感や更には主体的な深い学び、こういったところと非常に関係性があるというところで、こちらのほうの次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境の整備というところで位置づけられております。具体的には73ページをめくっていただきますと、近年の環境に応じて1番目ではICTを活用した授業の推進や、更に6番目には不登校対策事業、更には11番のふっさっ子グローバルヴィレッジ、こういった福生市さんの特徴的な取り組みのほうも、こちらのほうの主な取り組みで位置づけられております。

75ページをご覧ください。

こちら福生市さんの先進的な事例でございますコミュニティ・スクールということで、学校支

援地域組織事業のほうの位置づけをしております。その他、多くの事業を位置づけております。

77ページをご覧ください。

施策の方向(2)ということで、「子どもの放課後の居場所づくり」で、主な取り組みとしては子どもの学習支援事業、ブレイパーク事業、学童クラブ事業、更には次のページにふっきっ子の広場事業ということで、学校内、更には社会環境、地域、こういったところの子どもの放課後の居場所というところをこちらの施策では位置づけられております。

79ページをご覧ください。

基本目標3「特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援」ということで、こちらでは施策の方向1番として「児童虐待防止対策の充実」を位置づけております。特に、地域や関係機関が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組んでいくということで事業を位置づけております。

次の80ページ目をめくっていただきますと、施策の方向(2)「困難を有する子ども・若者や子育て家庭への支援の充実」ということで、取り組み内容としては82ページ目の真ん中辺りにあります17番、教育・保育施設での障害児の受け入れ、学童クラブの障害児の受け入れ、更には医療的ケア児の支援というところの取り組みを位置づけております。

次の83ページ目をめくっていただきますと、「外国人家庭に対する対応」ということで、テレビ電話多言語通訳サービス等の事業の位置づけ、更に基本施策3のほうでは、ひきこもり支援、若者の就労支援、自殺対策、こういった事業の取り組み、今現在各課のほうで検討中の内容もありますが、こういった内容まで踏み込んで取り組みの位置づけをしております。

そして、次の84ページ目では、基本目標5として「子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進」ということで、まず子育て世帯の経済的支援ということで様々な手当て関係を位置づけております。

86ページ目では、施策の方向(2)「ひとり親家庭の自立支援の推進」ということで、こちらにつきましても手当ての関係等の位置づけをしております。

88ページではワーク・ライフ・バランスの柱のほうで、「子育てと仕事を両立できるまちづくり」として、働き方改革を含めた働き方の見直しの取り組みというところが企業のほうでは行われているわけですが、そういった側面ともう1つ、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくり、こういったところを含めてワークとライフをバランスよく行っていく取り組みを位置づけております。

そして、90ページをめくっていただきまして、基本目標6「安心して子育てができる生活環境の整備」としまして、まず1つ目「子どもの安全の確保」ということで、交通安全や防犯、見守り、こういった事業を位置づけております。91ページ目をめくっていただきますと、通学路の見守り体制の推進と、通学路点検の実施ということで、こちらの事業を位置づけております。

次の92ページ目では、「子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進」ということで、不審者情報等の提供等の事業、そして93ページ目では、被害者児童のカウンセリング事業ということで位置づけております。

94ページ目では、「子育てを支援する生活環境の整備」ということで、具体的には95ページ目、4章の最終ページになりますが「子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりのある住宅確保」、そして「安全な道路交通環境の整備」ということで、乳幼児期の子育て支援の分野からはじまり、学校教育の分野に入り、そして都市計画、都市整備等の幅広い取り組みを位置づけているかたちでございます。

それでは、第4章のほうの説明は終わらせていただきます。

続きまして、第5章の説明に入らせていただきます。96ページ目からになります。

まず、96ページ目のほうでは、「教育・保育提供区域の設定」ということで、先ほども説明させていただきましたが、この5章につきましては、子ども・子育て支援法に基づく章立てになっており、子ども・子育て支援法のほうでは、教育・保育提供区域というところを設定しなければいけないので、こちらのほうにつきましては福生市さんの前計画、現計画と同様に一圈域ということでこちらのほうを設定するというので、96ページ目のほうに記載しております。

そして97ページ目につきましては、「人口の見込み」ということで、令和2年から令和6年までのこの計画期間における0歳から11歳、1歳ごとの人口の見込みを立てております。これまでも説明のほうをさせていただいていますが、令和2年から具体的に0歳、1歳等それぞれの年齢別の人口の見込みを立てております。この人口というのが様々な量見込みを出すベースとなってきております。非常に重要な人口見込みとなっております。市のほうでは総合計画、上位の計画をつくられておりますので、この上位計画と整合を図るようなかたちで、この人口の見込みを掲載しております。

98ページ目では、今回の教育・保育、そして子ども・子育て支援事業、こちらのほうの保育を必要とするか、保育を必要としないのか、こういったところで非常に事業の関係の利用できる範囲内も変わってきます。こういったところから、新制度における保育の必要性の事由、そして保育を必要とする、しないというところの区分け、更には認定区分というのも新制度以降、27年度以降あります。1号認定、2号認定、3号認定というところの区分けの説明をさせていただいております。

99ページ目では、これまでの審議会のほうでも報告をさせていただいておりますが、様々な家庭類型が福生市内のそれぞれの家庭にはあるということで、父親の就労状況、母親の就労状況、そしてひとり親、こういったところの組み合わせで家庭類型が決まってきます。この家庭類型をどう見込んでいくのかということも非常に難しいところはあると思います。今現在の家庭類型が令和6年度には変わってくるという可能性もあります。こういったところをアンケート調査に基づいて、潜在的な家庭類型ということで想定される家庭類型を見込みながら、その家庭類型を基に100ページ目のほうでは、今回の計画の中で事業として位置づけていけない事業を整理させていただいております。幼稚園、認定こども園、保育所の量の見込みと確保方策、そして地域子ども・子育て支援事業の時間外保育事業からはじまり、13番の養育支援訪問事業というところまで事業がありますので、こちらの法定化されている事業に対して年度ごとに量の見込みと確保方策というところで次のページ以降で位置づけております。

最後になります。この教育・保育、地域子ども・子育て支援事業につきまして、アンケート調査で量の見込みのベースとなる考え方を出しております。このアンケート調査を出しながら、現状と数値との乖離状況がないか、更にはニーズとして非常に膨大となったところで、その真のニーズとはどういったところなのかといったところにつきまして、各所管課のほうと検討をさせていただきながら、今回次のページ以降に量の見込みと確保方策を位置づけておりますので、一旦全体の説明ということで、私のほうからは終わらせていただきます。

会長：ありがとうございました。

事務局：それでは引き続き、私のほうから説明をさせていただきます。

先ほど名豊さんのほうから説明がありましたニーズ量について、後ほどそれぞれの事業について具体的な説明はさせていただきますが、4章のほうで追加の説明がございます。

4章のほうでは、各施策の方向ごとに成果指標を今回資料として盛り込んでおります。その内容の説明を別の資料でご説明させていただきます。

資料6と資料7をご用意ください。資料6は第1期の計画期間中の計画の成果指標、同じように施策の方向ごとに設定された指標についての評価、実績を示したものでございます。資料7につきましては、今回第2期の子ども・子育て支援事業の策定にあたりまして設定したいと思っております。成果指標の案となりますので、順番に説明をさせていただきます。

まず、資料6をご覧ください。

こちらは、第1期子ども・子育て支援事業計画において、施策の方向単位で設定された指標で、第1期計画期間の評価を実施するものです。本来、もう少し早くお示しすべき内容のものでございましたが、遅くなってしまい申し訳ございません。ここでお示しさせていただきたいと思っております。ほとんどの指標が毎年実施しておりました、毎年度の進捗状況で評価していただいております。内容と重複しているものでございますが、今回、アンケート調査の結果や総合計画の策定に向けた市民意識調査の結果等を指標としているものがございますので、そちらを中心に説明させていただきます。

まず、1の「家庭・地域における子育て支援」の施策の方向(2)「子育て世帯への経済的支援」のところでは、子育てに係る経済的な負担が大きいと感じる割合を成果指標としております。こちらは、子ども・子育てのアンケート調査の内容となっております。第1期の現状が就学前児童38.4%、小学生が45.4%とし、方向性を減少と第1期では設定しておりました。30年度に行ったアンケート調査の結果としましては、就学前34.9%、小学生36.0%と減少ということで達成しております。

続いて、飛びまして4の「子育てと仕事を両立できるまちづくり」の(1)「仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し」の成果指標につきましては、同じく子ども・子育てのアンケート調査から得られます育児休業の取得率が成果指標となっております。父親と母親別で出しており、第1期の現状で父親6.8%、母親29.5%で方向性を増加としているところでしたが、30年度の実績といたしましては、父親6.9%とあまり変わらず、母親40.6%で増加となっているところです。

続いて、5の「子どもに優しいまちづくり」(1)の「子どもの安全の確保」のところでは、指標が2点ございます。防犯のまちづくりに関する満足度、住環境整備に関する満足度で、いずれも総合計画策定に向けた市民意識調査の結果となっており、第1期現状では防犯のまちづくりが15.

7%、住環境整備が12.2%となっております、30年度に実施した実績からは増加という結果となっております。

ただ今ご説明いたしました指標を含めまして、第1期の実施状況といたしましては概ね第1期で設定した方向性というところでは達成しているところとなります。

尚、乳幼児健康診査の受診率につきましては、平成30年度の計画の進捗状況の際にもご説明させていただいているところですが、一部受診率が減少している検診があるという状況となっております。

続いて、資料7をご覧ください。

こちらは、今回策定中の第2期計画の成果指標の案でございます。素案の第4章の施策の方向ごとに記載しているものを一覧にまとめたものでございます。基本的には第1期の成果指標を引き継ぐかたちでこの度の計画の体系に沿って組み換えを行っておりますが、一部変更を行っております。変更案につきましては、下線を引かせていただいております。

まず、1「生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援」の施策の方向(2)「地域における子育て支援体制の充実」の指標ですが、2つあったうちの利用者支援事業を、地域子育て拠点事業の利用者数に変更しております。

次に3「学齢期から青年期までの継続した育ちの支援」の(1)「次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境の整備」の指標です。こちらは学校で実施している調査から「学校に行くのが楽しいと思えますか」という問に対する肯定的回答の割合に変更させていただいております。

次に「子どもの放課後の居場所づくり」の指標について、現在ふっさっ子の広場の入所児童登録率とさせていただいておりますが、こちらは現状で93.0%とほとんどの児童が登録している状況にあり、児童の登録については一定の結果が出ているものと考えております。今、別の指標としてふっさっ子の広場の質という観点から、ふっさっ子の広場のサポーター数を指標として挙げさせていただいております。現在、担当課と調整中となっております、登録率かサポーター数のいずれかで調整を図っているところでございます。次回の審議会ではしっかりと提案させていただきたいと思っております。

続いて、4「特別な配慮が必要な子育て家庭への支援」の(1)「児童虐待防止対策の充実」です。第1期では乳児家庭全戸訪問事業の実施率を指標としておりましたが、この第2期の計画におきましては、児童虐待防止対策の強化を図るため、基本施策から施策の方向に引き上げを行っているとところです。乳児訪問の実施率は指標としては馴染まないのではないかとこの意見もございまして、今回子ども家庭支援センターにおける新規相談件数を指標とさせていただいております。

次に2面をお願いします。

5「子育て世帯への継続的支援とワーク・ライフ・バランスの推進」の(2)「ひとり親家庭の自立支援の推進」につきまして、現在ひとり親ホームヘルプサービス事業の利用率を指標とさせていただいております。こちらでも担当課等より指標として馴染まないのではないのかという意見もあり、成果指標としてひとり親の家庭相談件数を挙げておりますが、現在こちらにつきましても調整中でございます。

こちらの成果指標につきまして、担当課と調整中の部分もありますが、今後調整を図りまして5年後の成果指標として設定をしていきたいと思っておりますので、ご意見等ございましたらお願いできればと思っております。

会長：ありがとうございます。ご意見等ございませんか。皆様、いかがでしょうか。

委員：素朴な疑問です。基本目標5のワーク・ライフ・バランスというところで、育児休業の取得率というところが父親6.9%、母親40.9%あるのですが、育児休業の取得率を上げるために市の施策として保育園を充実することで間接的に取りやすくするということはあると思うのですが、どちらかというところの取得率を上げるには企業の考え方を大きく変えていく必要があると思っております。子ども育成課のほうで企業の考え方を変えていく、あるいは福生市民のお父さんが育休を取るときに福生市が何かその企業に届けを出すというわけではないと思うので、目標として意義はあると思うのですが、施策として出すのはなかなか難しいのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局：今回は、4章の88ページのほうに載せている事業内容で、この辺りが市の計画の中にも含まれていただいております。大多数の方が会社にお勤めですので、おっしゃる通りそういったところへの働きかけなども、市役所ができる機会というのはどういったときかというところはございますが、協働推進のほうで行っている啓発や、公民館のほうで行っている講座など、そういったかたちのところからというところで挙げさせていただいております。

会長：その他にございますか。

前回の指標というところの読み取りの問題なのですが、今細かい資料で成果についてということでご説明いただいたのですが、大変低い数値がありますよね。防災に関してとか、そのようなこ

とについても成果としてこちらのほうに載せていただいてもものをそのまま見て、増加していると書いてあったとしても、じゃあその施策との関係が今まで1期よりは少し増やすというだけで十何%とか20%とか、そういうのは100がいちばん上ですよ。そうすると、5分の1以下という感じにもなります。そういうものをどうしていくのかということについてのことが、細かいそれぞれの取り組みの中の細かさの中に、どうにかこうにか入れていますというように読み取れるようになっていないと、安全対策やそのようなものは命の危険といったところにもつながってくることもありますので、数値の高いものに関しては増加というように書いてあると、実績的にもなっているのでその辺が少し推進されるのだろうなというように読み取れるのですが、この低い数字に関しては、どのように受け止めたらよいのか、すごく戸惑いの部分があります。その辺の見方について、読み方について教えていただければということが1つです。

それからもう1つは、若者の世代として青年期までを入れているわけですよ。青年期までと入れたときに、まず具体的な策として記載されていないものもあるのですが、大人になる青年期まで持続的に支援するという事になった場合、引きこもりの問題、それから若者も含めて、今すべての年代で自死の可能性のある子どもたちの年齢のいちばん下はどこかということという判断は非常に難しいのですが、過去には1・2歳の子ども、それから小学校の子どもでさえもいたと思います。その辺の自殺予防に関して、それから引きこもりの問題、引きこもりというのはずっと出られなくて親子さんも大変困っておられます。そのようなことも含めてのことが、文章として少し書いてあるのですが、それが施策としてどのようなことなのか、青年期までということと謳った場合のことについて、文言上読んでいったときに、なるほど、このように考えて動いてそういうものをしていくとか、根本的な考え方の枠組みが1期とは大分違っているというところで、それぞれのことについてこうですよ、具体策としてはこのようにそれぞれの課題、担当がこうで、それを継続して増加しますよということを入れていけば納得はいくのですが、成果との関係でとか、改めて大きな柱として出していくということについて、もう一押しできればと思います。ワーク・ライフ・バランスの関係の育児、介護、それだけではなく、育児休暇の取得に関してもそうなのですが、もう一つ物足りないかなと思います。どのようにしていったらよろしいものなのか、どのように受け止めていったらよいのかを教えてくださいたいと思います。

事務局：まず1点目として、成果指標の部分の「安心のまちづくり」につきましては、市民意識調査ということで、ここでいう子どもの安全のというところに絞ったかたちのアンケートではないのですが、市民意識調査という広い範囲の中で悲しい結果が出てしまっているというところではございます。ただ、これにつきましては第1期の計画でもこういった増加の方向性でということ、増加という言葉を選んでいるところではあります、「防犯のまちづくりができていと思う」といった満足度は大変重要だと思いますので、そういった考えをしてくださる市民の方が増えるような対策は確かに必要だと思っております。子どもの安全に関しては、通学路の関係や見守りの関係などいくつか対策を取っているところではあるのですが、もしかしたらそういったことの周知や、やっていることの内容のご理解など、そういったことも不足しているのではないかと感じているところです。

会長：不審者がいるとかというようなことに関しては、保育園や小学校からよく不審者情報が送られてきますよね。その結果として、一応そのことは事なきを得たというようなことはありがたいことなのですが、そういう情報だけ挙げられてもどうしたらよいのかという不安を煽るわけではないのですが、事実関係としてそうなのだという事は伝わっているということはわかりますが、その先という面で、それぞれたくさん子どもを抱えている、教育や保育をしている、学童においてもそうですが、そういうようなところで学童にも不審者情報はいくのですよね。いくとしたら、専門職としてというようなことと正規職員がたくさんいるようなところと、そうではないところでは違いますよね。そのような面で、どのように考えてやっていくとなんとかなっていくかもしれないとか、安心の材料が読み取れないというように見えてしまう部分があります。20%以下というのは相当低いですよ。

事務局：これを挙げることで不安を煽るようなかたちになりかねないという部分はあると感じています。

会長：健康診査の受診率を上げようということだと、毎回一カ月ごとにくておられる方に見ていくということが大事なのですよということは響きやすいですから、伝えやすいですし、わかりやすいです。防犯については、何か事が起こったときに怖いというようなことを未然に防ぐためにどのような策をめぐらすのかということになりますよね。そういった策が見えないとしたら、そこはやはりあまり変わらないということになるとすれば、5年計画ということと立てるわけですから、そういう面ではこれとこれが合わさって何とかしていくというようなことともつながってきますよというのが読み取れるようなものがあれば、まったく機能していないわけではないのだろうけれど、意識調査をするとこうなってしまうということの、あまりにも差が激しい部分を何とかし

ていけないといけない、何もしていないかのように見えてしまうのではないかと思います。

事務局：この数値に関しては安全・安心のほうに確認しまして、他市の状況やどこもこれくらいの数字なのか、そういったことも確認したいと思います。もう少し子どもの安全の確保ということで、子どもに焦点を当てたようなわかりやすい指標がないかということで、少しお時間をいただければと思います。

会長：そのまま入れてしまうと、数字が一人走りすることもあると思います。お願いしたいと思います。

事務局：次回お示しさせていただきたいと思います。

もう1点、取り組みの中で自殺対策や引きこもりの関係というご意見がございました。それにつきましては、基本目標4の「特別な配慮が必要な子ども・若者・家庭への支援」の基本施策3のところで「特に配慮が必要な子ども・若者への支援」の中で、主な取り組みとしまして引きこもりの支援や自殺対策ということで載せております。これにつきましては、特にここでいうかたちで載せさせていただいているところですが、青少年の対策のほうで併せて載せることも1つのアイデアかと思えます。

会長：青年期の人たちの自殺率は何名くらいなのかとか。

事務局：青年期のほうがページの上では先になってしまうのですが、そちらのほうにも載せまして、こちらの特別な配慮が必要なところにも載せ、不登校対策も再掲ということで載せておりますので、それと同様のかたちで掲載できればと考えております。

自殺対策については、今年度計画の策定に入っているような新たな取り組みがはじまる部分でもございますので、こちらのほうももちろん青年期の方も対象となっている事業となっておりますので、そちらにも掲載をしたいと思えます。

会長：もう1つ、79ページの「子ども家庭支援センターにおける新規相談件数」で、現状が201件です。この201件というのは、1つ1つが非常に重篤なものから、比較的軽いご相談もあると思えます。その中身の重症度が必要なのかなと思えます。増加とありますが、この場合の増加というのは、相談件数を増やすといっても来られない限りは増えません。そういった意味で、この増加というのは意味合いが違うのかなと思えます。

事務局：2通りあると思えます。1つには、少し以前よりは虐待という認識は高まったということで増加という部分です。やはり我々子ども家庭支援センターとすると、この件数は増やしたくない、事実の件数は増やしたくないという思いと両面があり、指標のあり方で増加という表記をしてよいのか、どうなのかは悩みどころです。ただ、やはり我々のほうもじっとしていると情報は入ってこないで、いろいろなかたちで多方面から相談なりが入ってくるということは、動きが取りやすくなってくるのではないという部分ではよいという捉え方をさせていただいております。その辺はどのように捉える方がいらっしゃるのかもわからないのですが、2つの面で載せさせていただいております。1つは本当に昨今の児童虐待の相談は増えてきました。その背景には地域の方たちの意識が持っていただけになったと思えます。

会長：成果指標ということで、抽出してそれぞれ出てきているのですよね。そうすると、基本目標4のところで文言があって、そのようなことをより目立たせる、より象徴的なこととしてこのことをということで成果的な指標として抽出されて、それについてのことが書いてあると思えます。先ほどのパーセンテージ20%以下のものも正直でよいのですが、本当によく動きながらそれぞれの部署にわかれて策をめぐらせておられて実施しておられているのはわかるのですが、その出し方によって少し違う意味合いに受け止められかねないというものがあると思えます。そういうところをもう一度検討していただくことは可能でしょうか。

事務局：確かにおっしゃる通り、この成果指標は総合計画の児童虐待の部分のところでもこのような成果指標を載せているところなのですが、それを話し合いの際にも賛否両論といいますか、捉え方が難しいという意見は出ていたところでした。ですから、もしこの成果指標でいく場合には、指標の説明の部分でもう少しわかりやすいかたちで、そういった相談をする機会があると理解している方が増えることが望ましいという意味なのですが、そういったことが伝わるような説明内容に変えられたらと考えています。

会長：ご検討いただきたいと思います。

その他、お気づきのところや、こういった点はどうなのだというところがございましたらお願いします。

この表の白いところはいつ頃埋まりますか。

事務局：次回の審議会でお渡しする資料には載せたいと思えます。

5章の量の見込みなど、そういったところの種類がいくつかありますので、その個別の説明をさせていただきたいと思えます。

当日資料でお配りいたしました資料8をご覧ください。

この後の説明で量の見込みやサービスに関する確保方策ということで、それぞれの事業についてご説明をいたしますが、10月からの無償化という動きに伴い福生市特有の取り扱いということで、福生市に住民登録がないお子さんの取り扱いについてご理解をいただきたい新しい取り組みがございます。そちらについて説明させていただきます。この取扱いはこの後のそういった量の関係に多少影響が出ると考えております。

では資料8ですが、概要について読み上げをさせていただきます。「幼児教育・保育の無償化の対象は日本国籍の有無、戸籍、住民登録の有無に関わらず当該市町村での居住の実態があれば米軍基地内に居住する場合でも対象とする旨が内閣府から示された。そのため、横田基地内の福生市エリアに居住しているが福生市に住民登録がない子ども等について令和元年10月より無償化の対象とする」ということで、基地の中にもお住まいになれる住居のスペースがあります。福生市エリアや羽村市エリア、武蔵村山エリア、立川エリアなど、そういった行政区域でのエリアはあるところです。福生市エリアに居住している方については、福生市のほうで無償化の対象とするということになります。2のほうで状況がございますが、横田基地内の福生市エリアにお住まいの就学前児童など、そういった方が何名いるかというのは安全上の理由からお教えいただけないということになっております。今後は保育園、幼稚園、認可外保育施設等の保育料の無償化ということが対象となりますので、そういった施設への施設型給付といった面で市の財政負担が増えていき、また、利用の数がかなり多くなった場合、待機児童などの発生も懸念がされます。状況に応じては保育所整備等の対策も必要になってくるというところがございます。こういったことが10月から変わってまいりますというところをご理解いただきまして、この後の各種サービスの説明をさせていただきます。

事務局：それでは、教育・保育の量の見込みについて、保育係のほうから説明をさせていただきます。

102ページ、103ページになります。103ページをご覧ください。

「令和2年度」と書いてある表になります。教育・保育の量の見込みということですが、これは幼稚園と保育園に関する量の見込みと考えていただきたいと思います。福生市には保育園が16園、幼稚園が4園ございます。これらの定員を今後どうしていくのかということについて説明をするかたちになります。令和2年度のこの表をご覧くださいなのですが、教育・保育に関する確保方策提供量についての行になります。制度が大変複雑になっておりますので、表もやや複雑になっております。まずこの表について説明させていただきます。横の項目につきましては、令和2年度の下のところ、1号、2号、3号とございます。先ほど名豊さんのほうからもご説明がありましたが、これは保育園や幼稚園のサービスを提供するための法律である子ども・子育て支援法で幼稚園や保育園のサービスをしておりますが、そのサービスを受けるために認定が必要となります。その認定の種類が1号、2号、3号ということになっております。1号につきましては、3歳から5歳児クラス、つまり年少、年中、年長の3学年になります。このうち、専業主婦等のご家庭で教育を希望する場合、つまり幼稚園に通う子どもを想定していることになります。次の2号につきましては、同じく3歳から5歳児クラスの児童で保育の必要性がある児童となります。これが更に2つにわかれておりまして、左側は教育希望が強い、右側は左記以外となっております。簡単にいうと、教育希望が強いという項目のほうにつきましては、幼稚園に通っていて幼稚園の預かり保育を利用しているという方になります。幼稚園の預かり保育というのは、幼稚園は午後2時までで終わりになりますので、両親ともお仕事をしている場合それでは困るのでそのようなご家族のために夕方まで幼稚園で預かってくれる制度です。一方、その右側の項目の左記以外は保育園に通っている3歳から5歳児クラスの児童と考えてください。更にその右側の項目は3号ということになります。0歳から2歳のうち保育の必要性がある児童が3号認定となります。こちらの2つの項目は、すべて保育園というように考えてください。つまり、この5つにわけられた項目のうち、左側の2つが幼稚園で右側の3つが保育園と考えていただければと思います。次に縦の項目になります。縦の項目は、まず児童数、需要率、量の見込みと書いてございますが、これはニーズ調査の結果を踏まえて国が定めた全国共通の方法によって算出したものになります。これが基本の見方になりますのでよろしく願いいたします。縦の部分ですが、まず確保量のところの下、特定教育・保育施設ということで、幼稚園、保育所、認定こども園というように書いてあり、その1号認定が154、2号認定の教育を希望するところが26、左記以外が822、3号認定の1・2歳が419、0歳は116ということで、特定教育・保育施設としては、今後の方向性としてこのようなかたちにさせていただきました。その154と26となっているところ、1号認定の幼稚園のところについては新制度に移行した幼稚園です。福生でいうと清岩院幼稚園と牛浜幼稚園の利用定員数となります。その右側の822のところと419のところと116はすべて福生市内の認可保育園、例えば加美平保育園、福生本町保育園など普通のいわゆる認可保育園の利用定員の合計が822、419、116になります。その下にいきます。その下には新制度に移行していない幼稚園と書いてあります。

こちらは、聖愛幼稚園、福生多摩幼稚園の利用定員で、新制度に移行していない幼稚園の利用定員というのは基本的には設定はしていませんが、新制度に移行したときに想定される利用定員を数値化させていただいております。1号認定が205、2号認定の預かり保育を使う子どもが35程度いるだろうという想定をしております。その右側にいきますと、12と書いてあります。1・2歳というところに新制度に移行していない幼稚園です。これが聖愛幼稚園の今年から実施していただいている幼稚園型一時預かりとなります。大変複雑になりますが、12人定員がありますのでここに12と入っています。その12の下に29と、その右側の9につきましては、福生市の中で16園ありますとご説明しましたが、認可保育園が14園で小規模保育園が2園あります。その小規模保育園の定員が、1・2歳が29人、0歳が9人ということです。その左側の項目のところには家庭的保育や居宅訪問型保育と書いてありますが、福生市には小規模保育園しかございません。その下の企業主導型保育も福生市にはございません。認可外保育施設、認証保育所も含まれてありませんので、これが福生市におけるすべての定員となります。令和2年度の総計がこの数字になっております。いちばん下の差引のところをご覧くださいと、充足されているということがわかると思います。すべてプラスになっています。これが令和2年度で、下の注意書きのところでは需要率や受託・委託の割合について書いてあるのですが、その最後のところに横田基地の子どもの利用増か想定されるが、ニーズ量の見込みには反映していませんと載せております。先ほど説明がありましたが、どうしても人数等がわかりませんので見込むことができず、注として書かせていただいております。これが令和2年度で、令和3年、4年、5年、6年とその後ページが続いていくのですが、確保量としてはまったく同じ数字にさせていただいております。ただ、その上のところの児童数、需要率、量の見込みについては、少しずつ人口が落ちていくというように推計されておりますので、子どもの数自体はどんどん下がっていております。確保量は子どもが減っていくのに併せて確保量を減らしていく、あるいは定員を少なくしていこうというような動きは福生市としては今のところはしないでいこうということです。先ほどの横田基地といった話もございまして、もう1つは107ページの下のところは今後の方向性ということで出しております。「児童数は減少傾向にあります。幼児教育・保育の無償化の影響や横田基地の子どもの流入などにより、当面ニーズ量は微増するものと考えられます。その後ニーズ量はピークを迎えることとなり、減少に転じていきますが、その際は提供量の調整が必要となります」というように想定をしております。

事務局：では続けて、地域子ども・子育て支援事業、108ページの事業について説明させていただきます。まず、私からは(1)利用者支援事業について説明をいたします。差し替えの両面のものをご覧ください。

利用者支援事業は、概要のところになります。子ども及び保護者、また妊娠している方などが自らの選択に基づき地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、またはその保護者の身近な場所で相談に応じ、助言等行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業となっております。2面の現状をご覧ください。平成27年度からはじまっております事業で、これまで27年度、28年度、29年度までは子ども育成課での実施のみとなっておりますが、平成30年4月に子育て世代包括支援センターが設置され、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する機関といたしまして、母子保健型の利用者支援事業が開始しており、平成30年度から設置か所が2と増えております。母子保健型の事業が増えているので、量の見込みの確保方策といたしましては合計で設置か所2か所、基本型・特定型、こちらが子ども育成課で実施しているものになります。1か所、母子保健型1か所という内訳となっております。今後の方向性につきましても、引き続きこの2か所にて実施いたしまして、様々な事業や地域資源の紹介や利用調整が行えるような体制を整えるとともに、母子保健型のほうでは妊娠期から子育て期にわたるまでの相談に対応していくものとしております。

利用者支援事業については以上です。

事務局：続いて、(2)時間外保育事業について説明させていただきます。

こちらは市内認可保育所では1時間延長が13か所、2時間延長が認可保育所で2か所、認定こども園で1か所、合計3か所を実施しております。市内の認可保育所において延長保育を行います。18時以降の保育需要や対応を図っていきます。量の見込み人数は現状を大きく上回らないことから既存の保育施設でニーズの確保は可能であると考えております。就労形態の多様化から時間外保育に対するニーズは高まることが予想されるため、今後利用者のニーズを注視しながら必要に応じて対応していきたいと考えております。令和2年度から6年度までの予想されるニーズ量は、直近5年間の実際の利用者数よりも少なく算出されています。上の現状のところの数字と、下の量の見込みの確保策というところで、数字が随分下がっています。ですが、これまで通り16の保育所等で引き続き延長保育を実施していく予定ですので、実施か所数はそのまま16、提供量

についてはニーズ量と同数というように設定させていただいております。実際は市内16園において、この数字よりも多く預かるようなことを想定しております。

事務局：続いて私のほうから、放課後児童健全育成事業について説明させていただきます。

学童クラブという事業になりますが、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業となっております。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。現状につきましては、平成27年度から福生市におきましては、小学校6年生までの学童クラブの受け入れを開始したことから、平成27年度から入所数が増加しているところです。育成スペースの確保等に努めており、今年度は小学校内に1クラブ増設しまして受入数の増加を図っているところです。量の見込みといたしましては、前回第1期から見込みの算出の方法が変わり、学年ごとに算出量を出すように変更となっております、1期の表とは異なるのですが、1年生から6年生まで、それぞれの量の見込みを算出しております。現在13クラブで実施している学童クラブの受け入れ可能人数が確保策として記入させていただいているところです。ニーズ調査によりますと、前回調査と比較して学童クラブの利用希望の割合が、ふっさっ子の広場の利用希望の割合を上回るという結果となっております。ニーズについては高まっているというところで、量の見込みと確保策の差引につきましては、すべてでプラスになっておりまして充足しているという状況にはなりますが、学校別に入所率を確認いたしますと学童クラブによっては育成スペースが不足する可能性が予想されますので、今後も育成スペースの確保等に努めていく必要があるかと考えております。

事務局：この辺りで一旦説明を終わりますか。

会長：そうですね。ただ今説明されたことにつきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

基地の子どもたちに関しては、ここで示されているように「含んでいません」ということで大丈夫ということですね。住民登録をしておられる方たちのニーズ、量の確保というところでお示しいただいたということを受け取ってよろしいですね。学童についても同じですか。

事務局：学童はニーズが低めに出ているのですが、実際のところは小学生の各学校に在籍しているお子さんのかなりのパーセンテージで学童の入所希望がくるという状況で、アンケートの調査とは少し状況が現状では異なっているというところはございます。今の施設の確保を維持といいますか、場所によっては足りないところもございますので、施設整備を行っていくという方向性であります。

会長：学童も一区域と見てよろしいですか。

事務局：学童は大体1つの小学校に対して1つの学童クラブです。お子さんが徒歩でいきます。ただ、いくつかはお住まいの場所によっては2つの小学校の児童が利用している学童クラブもございます。

会長：人数が増えた場合、1人の子どもについて何平米ということで、少しスペースが足りなくなるという意味ですね。

事務局：そうです。

会長：それは子どもたちの数が増えてみないとわからないですね。

事務局：小学校によって入りたいという率が違うので、学童クラブによっては不足してしまうということがあります。

会長：アンケート調査の中にもあったかもしれませんが、上の学年になればなるほど塾などに通うお子さんが多くなると思います。それぞれの自治体においてもそうですが、学童クラブが6年生までとなったときに、その需要がどれくらい見込めるのかということは大変難しいです。

事務局：塾や習いごとにかれる場合でも、その前の時間までを学童クラブを利用して、そこからスイミングなどにいく児童もいます。

会長：少し読みにくい状況があるのですね。資料のデータに関しては、これでいけるのではないかという量の見込みや確保策ですね。

事務局：それでは続きまして、112ページの(4)子育て短期支援事業でございます。

こちらはショートステイという事業になりますが、保護者の方が病気や出産、看護などで一時的に養育ができないときに短期間、お子さんを預かる事業でございます。現状としましては、福生市だけでなく4市2町で青梅市にある東京恵明学園へ委託をするかたちで事業を実施しております。こちらの量の見込みに関しては、アンケートと人口推計から算定しており、利用に関しては4市2町の中で枠を決めておりますので、今回の量の見込みについては現在の枠で対応できると考えております。今後の方向性については、今は就学前児童ということでやっているのですが、学校に通っている児童にも利用できるように検討が必要と考えております。

事務局：次に(5)乳児家庭全戸訪問です。

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行う事業です。現状につきましては記載の通りとなっております。量の見込みにつきま

しては、人口推計における出生数を各年度記入させていただいております。確保方策、実施体制ということになります。出生した乳児に対してすべて実施するというようになっておりますので、保健センターにて実施とさせていただきます。

事務局：続きまして(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会でございます。

概要としましては、養育支援訪問事業は児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に育児支援ヘルパーの派遣を行うというものでございます。また、要保護児童対策地域協議会につきましては、こちらも要保護児童等に対する支援に資する事業ということで、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童など、支援が特に必要な必要と認められる児童に適切な支援を図るために協議会を開催しております。まず、①の養育支援訪問事業の訪問件数につきましては、相談派遣員の状況により変動しているという状況がございます。また、②の協議会につきましては、要保護児童対応マニュアルによりまして実施をしているところです。福生市では、いちばん上の代表者会議は年2回、実務者会議は年4回、ケース検討会議については随時行っているという状況でございます。隣のページの見込みになりますが、①の訪問事業の見込みにつきましては、過去5年の平均値で掲載をさせていただいております。②の会議の回数につきましては、現状福生市で設定した回数で適当ということで、代表者会議は年2回、実務者会議は年4回、ケース会議については5年間の平均値としております。今後の方向性につきましては、養育に関する専門的な相談支援について充実させていくことなどを記載させていただいております。

事務局：(7) 地域子育て支援拠点事業です。

こちらは子育て広場事業となりまして、乳幼児とその保護者の交流を行う場所を開設するとともに、子育てについての相談や情報提供、助言等を行う事業となっております。現在、市内で6カ所、子ども家庭支援センターに1カ所、児童館3館、認可保育所2カ所で実施しております。延べ利用者数につきましては、市内6カ所の利用者数の合計となっております。量の見込みにつきましては、アンケート調査等で算出された見込みとなっております。既存の6カ所でニーズの確保は可能であると思われまますので、引き続き拠点事業を実施してまいります。また、利用者のニーズについて把握しながら開設時間等についての検討も必要とさせていただいております。

事務局：117ページ、(8) 幼稚園における一時預かり事業について説明をさせていただきます。

現状、実施か所数は市内の4つの幼稚園すべてで実施しております。利用者数は記載の通りとなっております。量の見込みと確保策ですが、これまでと同様実施か所数は4つの幼稚園で実施しまして、量についてもさほど大きな変化はないと考えております。今後はもしかすると幼児教育・保育の無償化によりニーズが大きく伸びるということも考えられなくもありませんが、例えば空き教室の活用等によりまして拡充するなど、そのようなご相談もさせていただけるかと思っております。

次の118ページ、(9) 保育所、ファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業について説明させていただきます。

こちらにつきましては、市内で17カ所、現状としては実施しているものになります。市内16の保育園とプラスファミリー・サポート・センター1カ所と考えまして17カ所となっております。上の表の過去の延べ利用者数と、下の量の見込みの数字が大きくかけ離れております。提供量についてはそれと同数としておりますが、こちらのほうの数字は少し調整が必要だと考えておりますので、また修正をさせていただければと思います。

次に119ページ(10) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)でございます。

実施か所数については、基本的には2つの場所でやっております。現状につきましては、「病児保育室あんず」と福生保育園の病後児保育室の2カ所となっております。下の量の見込みについてですが、若干実際の過去の利用者数より少ないニーズ量の見込みが出ております。しかしながら、病後・病後児保育につきましては定員が固定されている状況がありますので、1日分の定員10名が月曜日から金曜日の週5日間開けておりますので月に20日開所すると考え、月で200人分の定員を想定しております。ここに12か月を掛けまして2,400という数字を算出しております。これを年間の確保量とさせていただきます。

会長：量の見込みとアンケート調査などで確保量についてはこれでよろしいのではないかというご説明をいただきました。多少修正が必要ということもありましたが、よろしいでしょうか。それでは残りについて説明をお願いします。

事務局：続きまして、120ページ(11) ファミリー・サポート・センター事業でございます。

こちらは子育ての援助をしてほしい人と援助ができる人が、地域の中でお互いを助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。福生市の昨年度実績では、保育園、幼稚園への送迎や登校前の預かり、幼稚園、保育園のお迎えと預かりといった利用が多い状況でござ

ざいます。現状としましては、生後57日から小学生までの児童の利用が可能で、会員の方のサポートを受けるかたちになります。提供会員、依頼会員、両方会員、また就学児童保護者の利用者数は表の通りでございます。こちらにはないのですが、昨年度の活動実績517件ということで、ファミリー・サポートの実績となっています。そして、量の見込みにつきましては、こちらはアンケートの数が反映されているかたちになっており、実際先ほどの活動実績年間517件よりもかなり大きい数字が出ているところでございます。そのため、確保策の数字も大変大きな数字となっておりますので、こちらを活動実績の件数なども参考として数値の補正をさせていただきたいと考えております。それを見まして今後の方向性につきましても検討させていただければと考えております。

事務局：続いて(12)妊婦健康診査事業でございます。

こちらは妊婦の定期的な健康診査の実施をすることで、妊婦の健康管理に努め、流産や早産の防止、妊産婦とお子さんの疾病・障害予防、死亡率の低下を図るものです。現状につきましては、過去5年間の妊娠届出数と里帰り等妊婦健康診査費の助成金制度申請者の数を記載しております。件数につきましては表の通りとなっております。量の見込みにつきましては、上段の量の見込みは先ほども出た人口推計で算出されました出生数を記載しております。そこから検診回数ということで、妊婦健康診査の受診が14回となっておりますので、そちらを掛けて算出したものとなっております。こちらの量の見込みにつきましては、妊娠届出数と出生数というところで、妊娠届出数は出生数を上回るような状況となっておりますので、こちらにつきましても調整をさせていただきまして31日の審議会で提示させていただきたいと思っております。今後の方向性につきましては、引き続き妊婦検診を実施いたしまして妊婦及び胎児の疾病等の早期発見や早期治療を目的として、母子ともに安心安全な出産を目指していきたいと思っております。

事務局：続きまして122ページ(13)でございます。この後(14)もございしますが、(13)と(14)につきましては、第1期の計画では記載がなかったところでございます。いずれもこれまで福生市では実施の実績がなかったところでございますが、第2期計画では13と14の事業を挙げてまいります。まず、(13)実費徴収に係る補足普及を行う事業でございます。

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育園、幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具の購入、行事への参加等に係る費用を助成する事業でございます。今後ですが、こちらに記載がないところですが、無償化に伴いまして子ども・子育て支援制度に未移行の幼稚園の副食費につきまして年収360万円未満の世帯等について補助を行うことといたしましたので、その内容を記載いたします。本日記載がないのですが、次回それを記載させていただきます。

次に(14)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業でございます。

こちらは、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置、又は運営を促進するための事業ということで、先ほども申し上げましたが第1期でもそういった実施はなかったところでございます。こちらにつきましても、まだ具体的な事業の予定がないところではございますが、第2期のほうではこういった対応を検討していくということで記載をさせていただきたいと考えております。

駆け足でしたが、説明は以上となります。

会長：ありがとうございます。ご説明いただきましたがご意見、ご質問はございますか。修正が一部あるということでした。よろしいでしょうか。修正等が必要な場合には、実際の現状やいろいろなものを見てうまくまとめていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局：今説明させていただきました内容につきまして、ご意見等ありましたら、先ほども申し上げましたが10月15日までをお願いいたします。また、もう1つ会議録につきましては10月10日までをお願いいたします。

会長：よろしく願いいたします。他に何かありましたらお願いします。

事務局：今後の審議会の開催につきまして報告させていただきます。次回の審議会は令和元年10月31日、木曜日に開催を予定しております。時間は午後2時からとなっております。場所等につきましては、改めましてご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会長：今後、計画の完成までの間にどのような手順があるのか教えてください。

事務局：今日ご提示させていただきました素案につきましては、今日1回目の素案のご提示ということで内容も非常に盛りだくさんですので恐縮ですが、もう一度ぜひご覧いただきましてご意見がありましたら15日まで、次の31日の審議会ではもう一度ご意見を反映したものをご提示させていただきます。それで素案をある程度のかたちでまとめさせていただきたいと考えております。その後、11月は役所の関係の会議があり、そちらのほうに第2期の計画の素案のまとめを報告いたします。また、12月には議会がございまして、そちらのほうにも素案のまとめを報告させていただきます。そして1月には市民の方にパブリックコメントということで、ホームページや公共施設にこの情

報を置かせていただきまして、市民の方からご意見をいただく期間を設けます。その後、そういったご意見の中で反映させるものがあるかどうか、再度ご審議いただきまして、3月に計画が完成という流れとなります。本日第6回の審議会でございますが、第7回、2月の第8回まで予定しておりますが、パブリックコメントが出た後ですので、そこでご覧いただきまして審議会のほうの確認をしていただきまして完成ということになります。スケジュールは以上でございます。

会 長：おおよその流れを説明していただきました。今日かなりのボリュームがありました。これで終わりになりますが、どうもありがとうございました。